

食品安全委員会（第551回会合）議事概要

日 時：平成27年3月3日（火） 14：00～15：36
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか 名出席
傍聴者：報道0名、行政機関1名、一般6名

議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
NZYM-R0株を利用して生産された6- α -グルカノトランスフェラーゼ

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- (2) 農薬専門調査会における審議結果について
- ・ 「イタコン酸（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・ 「グリセリン酢酸脂肪酸エステル（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・ 「ポリグリセリン脂肪酸エステル（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について
- ・ 「クロサンテル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「低リグニンアルファルファKK179系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「NZYM-S0株を利用して生産された α -アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ジフェノコナゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルキサピロキサド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジフェノコナゾールの一日摂取許容量を0.0096 mg/kg 体重/日、急性参照用量を0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「フルキサピロキサドの一日摂取許容量を0.021 mg/kg 体重/日、急性参照用量を1.2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

『「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(6) 平成26年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果（案）及び平成27年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題（案）について

→佐藤委員及び事務局から説明。

平成26年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果が一部訂正の上、決定された。また、平成27年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題が案のとおり決定された。

(7) 平成27年度食品安全確保総合調査課題（案）について

→佐藤委員及び事務局から説明。

平成27年度食品安全確保総合調査の対象課題について、案のとおり決定された。

(8) 食品安全関係情報（1月31日～2月13日収集分）について

→事務局より報告。

欧州食品安全機関（EFSA）が2月4日に公表した、2015年度以降の優先事項を示す「業務計画文書（Programming document）2015～2017年」とそれを紹介するプレスリリースの概要について報告。